

## 第4章 全体構想

4-1 土地利用の方針

4-2 都市施設整備の方針

4-3 都市環境形成の方針





## 第4章 全体構想

土地利用、都市施設整備、都市環境形成の方針を次のとおりとします。

### 4-1 土地利用の方針

#### (1) 住宅系

	対象	整備・保全等の方針
1) 都市型居住エリア	むつ地域の田名部地区の中心商業拠点に隣接した住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中心商業拠点に隣接したエリアでは、適正な土地利用の規制・誘導により戸建て住宅や集合住宅を中心とした良好な住宅地の形成を目指し、街なか居住を推進します。</li> <li>■高齢者向けの住宅供給や子育て環境の充実などを進め、都市機能と隣接した生活利便性が高く安心して暮らせる都市型住宅地の形成を目指します。</li> </ul>
2) 住宅地エリア	むつ地域、大畑地域の市街地内の住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■むつ地域、大畑地域の商業地を取り囲む住宅地では、戸建て住宅を中心とした低層低密な住宅地の持続を目指します。</li> <li>■既存の住宅地内の生活道路において適正な幅員確保や行き止まり道路の解消、身近な公園整備などを進め、生活環境の向上を図ります。</li> <li>■空き地などは土地区画整理事業などの計画により、官民協働で良好な住宅地の基盤づくりを目指します。</li> <li>■高齢者などが安心して歩いて買い物ができる環境やバリアフリーに配慮した道路基盤の整備・改良などを進め、生活利便性の高い環境づくりを図ります。</li> </ul>
3) 自然共生集落エリア	むつ地域、大畑地域の市街地外の集落地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■むつ地域、大畑地域の市街地周辺の集落や川内・脇野沢地域は自然環境の保全や街並み景観にも配慮した生活空間の形成を図ります。</li> <li>■市街地周辺への無秩序な市街化の抑制を図るとともに、生活に密着した自然環境の保全を図ります。</li> </ul>

#### (2) 商業系

	対象	整備・保全等の方針
1) 中心商業エリア	商業業務施設が集積するむつ地域の田名部地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>■街なか居住を推進します。</li> <li>■田名部地区は消費者の多様なニーズに対応した店舗や業務機能の集積と、伝統・文化を活かした歴史のある商業地を目指します。</li> <li>■下北圏域の中心市街地にふさわしい、大型店舗と小型店舗が共存した賑わいのある商業地の形成を目指します。</li> </ul>



	対象	整備・保全等の方針
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■地区内の空き店舗などの既存ストックを有効活用し、高齢者施設などの医療福祉機能の充実を図ります。</li> <li>■高齢者や子育て世代などにとっても暮らしやすい福祉施設や業務施設の集積を目指します。</li> <li>■高齢者などが安心して歩いて買い物ができる環境、散策による楽しめる空間の創出、道路基盤整備などによりバリアフリーへ配慮し、生活利便性の高い環境づくりに努めます。</li> </ul>
2) 沿道商業エリア	むつ地域の中央地区の沿道型商業施設が集積する地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中央地区は更なる商業業務地の拡大を抑制するとともに、自動車利用者に配慮した沿道型商業地の形成を目指します。</li> <li>■地域生活のための商業施設や交通利便性の高い都市機能が集積した商業地づくりを目指します。</li> </ul>
3) 商業・行政業務エリア	むつ地域の中央地区の市役所本庁舎周辺 むつ地域の大湊駅周辺	<ul style="list-style-type: none"> <li>■中央地区の市役所本庁舎周辺は市民の都市活動を支える行政・業務機能の充実を図ります。</li> <li>■大湊地区の商業地は中心商業エリアを補完する機能を有する商業地として位置づけます。</li> <li>■大湊駅などの交通の利便性を活かした、商業機能と交流機能が調和した拠点を目指します。</li> </ul>
4) 地域生活商業エリア	大畑地域、川内・脇野沢地域の中心地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■地域住民の日常的な生活を支援する商業地の形成を目指します。</li> <li>■高齢者や子育て世代などが歩いて買い物ができ、誰もが利用しやすい商業地の形成を目指します。</li> </ul>

### (3) 工業系

	対象	整備・保全等の方針
1) 工業業務エリア	むつ地域の陸奥湾に面した工業地 その他の既存の工業地	<ul style="list-style-type: none"> <li>■むつ地域の港湾部は既存の工業施設を維持するとともに、農産物・木材などの地域資源を活かした地場産業の活性化や新たな企業誘致を目指します。</li> <li>■大畑地域の港湾部は既存漁業の維持・再生に努めます。</li> <li>■大畑地域の内陸部の工業団地は農水産物や木材の加工業を中心とした企業の誘致を図るとともに、地域の活性化につながる雇用の創出に努めます。</li> <li>■原子力産業施設は既存施設との連携、また、雇用・定住促進に寄与するため、関連企業の誘致に努めます。</li> <li>■原子力産業などによる自然環境への負荷の軽減を図る低炭素社会を目指すと共に、住民の安全対策の</li> </ul>



	対象	整備・保全等の方針
		<p>徹底に努めます。</p> <p>■海洋科学に関する拠点性の強化をし、新たな産業を育成するため、海洋科学研究拠点の形成を目指します。</p>

#### (4) 自然的土地利用













	対象	整備・保全等の方針
1) 農地保全エリア	むつ地域、大畑地域の田園地帯	<p>■本市の豊かな農地、自然環境を維持・保全・再生していくことを基本とします。</p> <p>■都市的土地利用の進行を抑制し、保全するための規制誘導に努めます。</p> <p>■魅力ある農業の創出、農作物の生産性を向上するために土地の有効利用の検討を進めます。</p>
2) 森林保全エリア	山間地域の森林地帯	<p>■本市の大部分を占める緑豊かな森林地帯は、将来にわたって本市の自然財産として保全・再生に努めます。</p> <p>■ヒバを中心とした既存林業の維持・保全に努めます。</p> <p>■市民が森に親しめるような体験林や工芸園などの実施により、観光・交流・レクリエーションの場としての活用を目指します。</p> <p>■木材加工業を活用した林業の活性化に努めます。</p>
3) 観光・交流レクリエーションエリア	恐山、釜臥山、薬研温泉、湯野川温泉、克雪ドーム、むつ運動公園、大畑中央公園、早掛沼公園周辺	<p>■観光・交流レクリエーションエリアとして恐山、釜臥山、薬研温泉、湯野川温泉、克雪ドーム、むつ運動公園、大畑中央公園、早掛沼公園周辺を位置づけます。</p> <p>■恐山、釜臥山周辺は自然環境の活用や自然保護学習などにより、人と自然、歴史文化などがふれあう観光レクリエーション空間の形成を目指します。</p> <p>■克雪ドーム、むつ運動公園、大畑中央公園周辺は市民の健康増進に寄与する交流レクリエーション空間の形成を目指します。</p>

#### (5) その他の土地利用

	対象	整備・保全等の方針
防衛エリア	むつ地域の航空自衛隊基地、海上自衛隊基地周辺	<p>■むつ地域の航空自衛隊基地、海上自衛隊基地周辺を位置づけます。</p> <p>■国の防衛機能を維持するとともに、地域の産業や経済、交流、防災などに寄与する地域活動に貢献できる場の創出に努めます。</p>



# むつ市都市計画マスタープラン

	都市型居住エリア
	住宅地エリア
	自然共生集落エリア
	中心商業エリア
	沿道型商業エリア
	商業・行政業務エリア
	地域生活商業エリア
	工業業務エリア
	農地保全エリア
	森林保全エリア
	観光・交流レクリエーションエリア
	防衛エリア

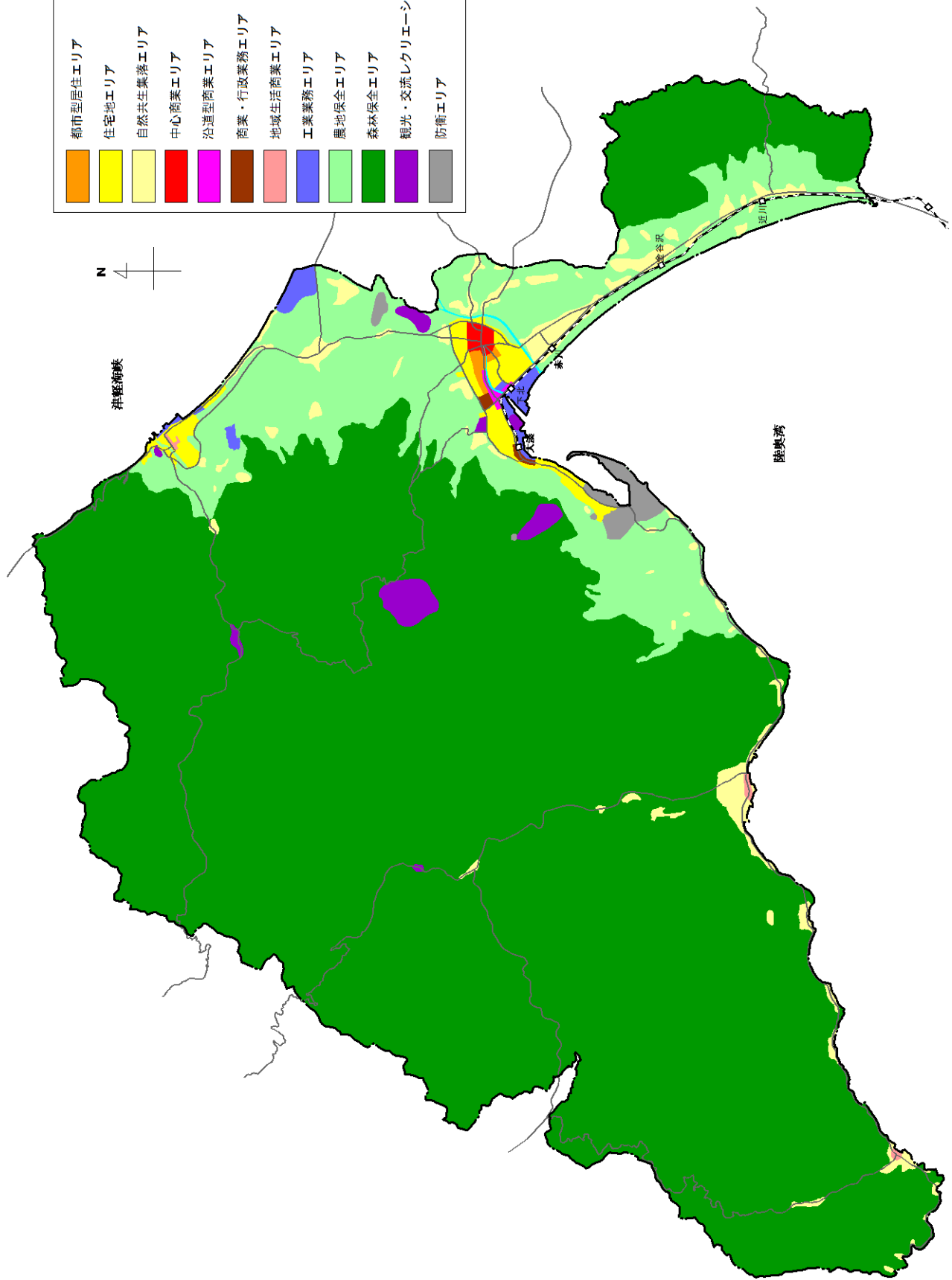


図 土地利用方針図



## 4-2 都市施設整備の方針

## (1) 道路

		対象	整備・保全等の方針
1) 広域幹線道路	①高速広域幹線道路	下北半島縦貫道路	<p>■本市と県内主要都市とを結ぶ高速広域幹線道路として下北半島縦貫道路の整備を促進します。</p>
	②広域幹線道路	国道279号、国道338号	<p>■広域幹線道路は高速広域幹線道路である下北半島縦貫道路を補完する機能を有する道路として位置づけます。</p> <p>■国道279号、国道338号は必要に応じて改良などを行い、既存の道路機能の維持向上を図ります。</p> <p>■災害時に対応した防災機能を有する道路としての位置づけや、むつ地域と大畑地域、川内・脇野沢地域を結ぶ重要なネットワーク機能を有する道路として位置づけます。</p>
2) 幹線道路	①圏域環状幹線道路	国道279号、国道338号	<p>■中心拠点と下北圏域の周辺町村を結ぶ都市間連絡道路として、国道279号、国道338号を活用します。</p> <p>■国道279号、国道338号は必要に応じて道路改良などを行い、既存の道路機能の維持向上を図ります。</p> <p>■大畑地域と川内・脇野沢地域間の生活・産業などのための機能確保を図ります。</p> <p>■災害時に対応した防災機能を有する道路としての位置づけや、むつ地域と大畑地域、川内・脇野沢地域を結ぶ重要なネットワーク機能を有する道路として位置づけます。</p>
	②幹線道路	国道279号、国道338号、赤川下北停車場線、海老川新町線、むつ東通線、むつ尻屋崎線、関根蒲野沢線、長坂大湊線、むつ恐山公園大畑線、薬研佐井線、川内佐井線、長後川内線、九艘泊脇野沢線	<p>■本市の市街地内を通る骨格を形成するとともに、行政及び業務機能などを担う都市活動の軸の形成を目指します。</p> <p>■市街地内の交通混雑を解消するため、田名部川を渡る道路などの整備、改善を図ります。</p> <p>■市内各地域と周辺町村との連絡や、観光レクリエーションエリアとの連携を維持、強化に努めます。</p> <p>■長期間整備されていない都市計画道路を見直します。</p>



むつ市都市計画マスタープラン

		対象	整備・保全等の方針
3) 地区 内道路	①生活道路	市道等	<p>■市民の生活環境の向上を図るため、狭あい道路の拡幅、すみ切りの確保、行き止まり道路の解消などを図ります。</p> <p>■市民の安全な交通を確保するため、冬期間の除雪・凍結対策や側溝・排水溝整備などに努めます。</p>
	②歩行系道路	幹線道路の歩道、商業地や駅周辺のシンボル道路	<p>■歩行者・自転車交通の安全性の確保と、防災の軸としての幅員を確保した歩道の確保に努めます。</p> <p>■通学者や高齢者などすべての人々が安全で安心して歩くことができる歩行空間を創出するため、街路灯の設置、段差のない歩道整備、冬期間の除雪対策などに努めます。</p> <p>■自転車道整備、サイクルステーションの設置と貸し自転車などのソフト施策について検討します。</p>

(2) 公共交通機関

	対象	整備・保全等の方針
1) 鉄道	JR大湊線	<p>■JR大湊線は広域的な都市活動と交流を促進する公共交通の軸として位置づけ、市民の通勤通学・買い物などの移動手段の確保とともに、他の交通機関との交通結節機能の向上を図ります。</p> <p>■新幹線駅との連絡の強化や広域的な交流促進、観光・イベント列車の充実など、鉄道事業者との協働による鉄道利用の促進を図ります。</p>
2) バス	市内路線バス	<p>■高齢者や学生、観光客などの交通利便性が損なわれないよう、むつ市地域公共交通活性化協議会などと協議のうえ、生活バス路線の維持を図ります。</p> <p>■高齢者やバス路線の不便な地域の住民などに配慮した、新たな形態の公共交通の導入に向け、むつ市地域公共交通活性化協議会などと検討します。</p>
3) 海上交通	シライイン むつ湾フェリー	<p>■既存の海上交通航路（青森～脇野沢～佐井、脇野沢～蟹田）の維持・活用を図ります。</p>

(3) 公園・緑地

	対象	整備・保全等の方針
1) 都市基幹公	運動公園	<p>■むつ運動公園、大畑中央公園は市民の健康保持、体</p>





	対象	整備・保全等の方針
園		カづくりのためのスポーツ・レクリエーション活動の場として、維持に努めます。
2) 住区基幹公園	街区公園、近隣公園、地区公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■代官山公園、水源池公園、金谷公園は本市のレクリエーションの中心的な役割を担う公園であることから、公園の整備、レクリエーション機能の充実に努めます。</li> <li>■住宅系市街地においては、生活に身近な公園を誰もが容易に利用できるよう適正に配置し、ニーズに対応した整備・改善を図ります。</li> </ul>
3) その他の公園・緑地	集落地等に位置する公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>■集落地などの公園・緑地は、既存の施設及び自然環境の維持に努めます。</li> <li>■早掛沼公園は、市民の憩いの場となっていることから、公園機能の維持・保全に努めます。</li> </ul>

#### (4) 下水道・河川

	対象	整備・保全等の方針
1) 下水道	公共下水道、特定環境保全公共下水道	<ul style="list-style-type: none"> <li>■汚水処理は「公共下水道」、「特定環境保全公共下水道」による整備を進め、生活環境の向上に努めます。</li> <li>■公共下水道事業区域及び集落排水事業区域など以外では浄化槽の設置を進め、水質の汚濁防止に努めます。また、公共下水道区域の未整備区域においても当面の間は浄化槽による汚水処理を行います。</li> </ul>
2) 河川	市街地を流れる河川	<ul style="list-style-type: none"> <li>■河川や水路の持つ既存の治水機能の維持に努めます。</li> <li>■市街地内を流れる河川は総合的な治水対策に配慮しながら、改修時には親水機能を有した緑地を配置するなど、市街地にうるおいを与える空間、景観の創出に努めます。</li> </ul>

#### (5) その他の公益的施設

	対象	整備・保全等の方針
1) 教育・文化施設	小学校、中学校及び高校、文化活動、コミュニティ形成を図る施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>■教育の質の維持向上を目指し、小中学校などの適正規模・配置の動向を見据えながら、施設や機能の維持に努めます。</li> <li>■統廃合による廃校などの既存ストックの有効活用を図り、文化・交流の場の創出に努めます。</li> </ul>
2) 医療・福祉施設	病院等の医療施設 高齢者、子育て支援等の	<ul style="list-style-type: none"> <li>■むつ総合病院の機能を維持するとともに、むつ地域への医療機能の集積を図ります。また、病院へのア</li> </ul>



	対象	整備・保全等の方針
	福祉施設	<p>クセスの向上を図ります。</p> <p>■むつ総合病院は原発事故などの緊急事態に対応できる機能の強化を図ります。</p> <p>■各地域の中心地の医療施設を維持し、医療、防災や救急時にも対応できる医療福祉ネットワークの形成を目指します。</p> <p>■各地域の高齢者、子育て支援などは、既存施設の活用や各種の福祉施設を複合利用するなど、効率的な施設利用を図ります。</p>
3) 行政施設	市役所	<p>■本市及び下北圏域の拠点として各種行政サービスの提供に努めます。</p>
4) 港湾施設	漁港、水産加工施設等	<p>■各地域の漁港、水産加工施設などの既存港湾施設はその機能を維持します。</p> <p>■水産加工業は、高付加価値水産業を展開し、水産加工品のブランド化を図ります。</p>
5) その他の施設	観光施設等	<p>■本市の魅力ある観光施設を維持保全するため、各施設の連携を強化し、観光ネットワークの構築を目指します。</p> <p>■地域の特性を活かした観光交流施設、情報発信機能の拠点施設となる施設の設置を検討します。</p>



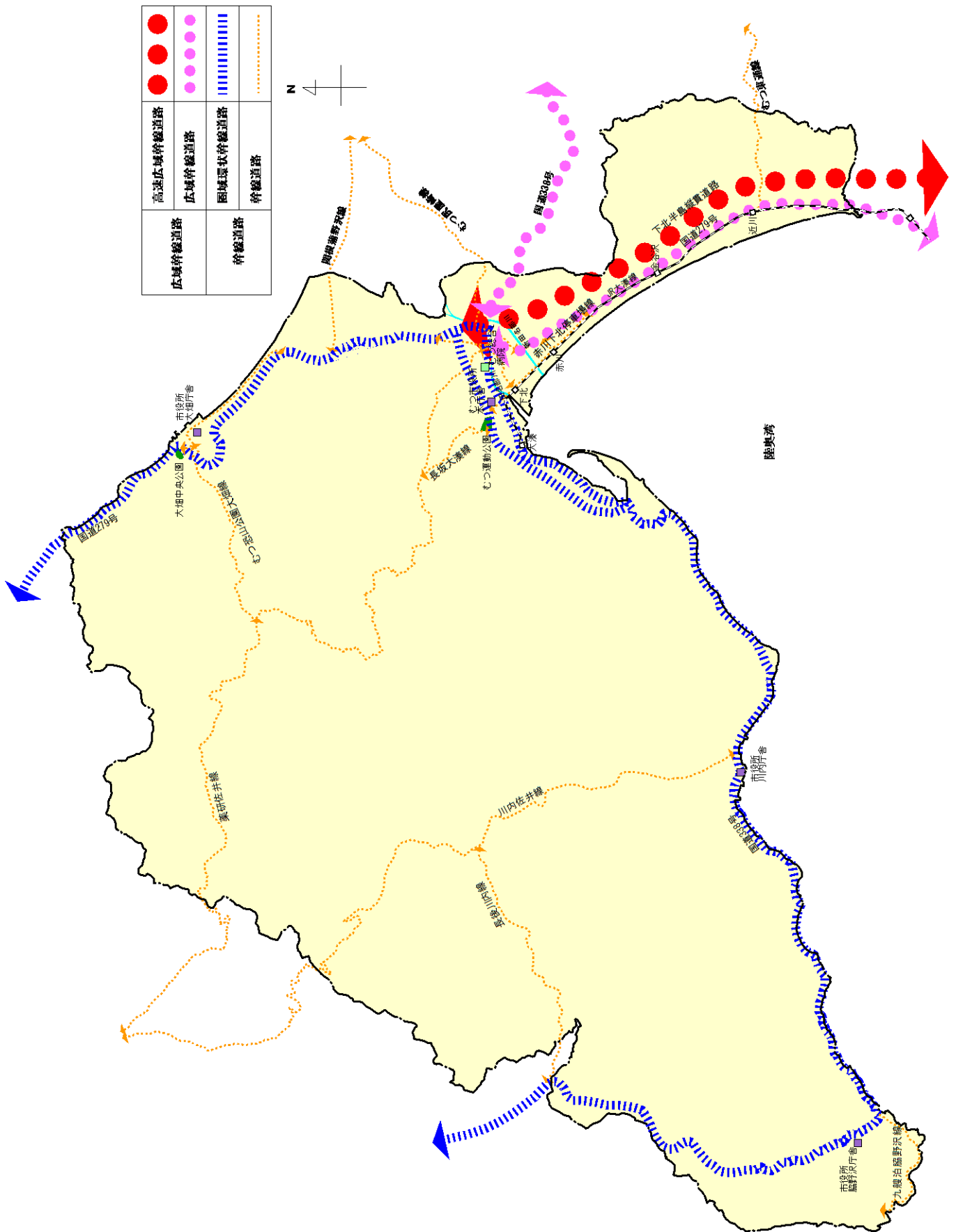


図 都市施設整備の方針図



4-3 都市環境形成の方針

(1) 自然環境の保全・活用

	整備・保全等の方針
1) 自然環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■森林保全エリアを中心とした自然環境は、本市の財産であるとともに、市街地からの良好な風景を醸し出していることから、自然環境及び自然景観の保全・再生を図ります。</li> <li>■市街地に散在する樹林地はやすらぎのある市街地景観の一翼を担う貴重な自然であり、維持保全に努めます。</li> </ul>
2) 農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>■市街地周辺の水田などの農地は、農業振興を促進するとともに、生活環境との調和を図り、営農環境及び田園地域の環境の保全・再生を図ります。</li> </ul>

(2) 都市景観

	整備・保全等の方針
1) 自然景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>■本市の豊かな自然景観を維持するため、市街地の拡大を抑制し、自然景観及び農村景観の保全を図ります。</li> </ul>
2) 市街地景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>■既存の住宅地においては、地域の個性・特徴を生かした景観づくりの基本理念を官民協働で定め、これに基づいた統一感のある街並み景観の創出を目指します。</li> <li>■むつ地域の中心商業拠点は、伝統・文化を活かした街並み景観の向上を目指します。</li> <li>■都市景観は、街路樹の設置など良好な街路景観の創出に努めます。</li> <li>■下北駅、大湊駅周辺は本市及び本市の観光・交流の玄関口としてふさわしい景観、環境づくりを目指します。</li> </ul>

(3) 都市環境

	整備・保全等の方針
1) 福祉のまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■バス交通の充実や、鉄道と他の交通機関との交通結節機能の強化を図るなど、誰もが容易に移動できる公共交通機関の利便性の向上を図ります。</li> <li>■高齢者と子育て支援施設などの福祉施設を配置し、地域での福祉の充実を図ります。</li> <li>■公営住宅などによる居住面での居住援護を図ります。</li> </ul>
2) 環境にやさしいまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>■日常生活に必要な機能の集約を図るとともに、安心安全な道路や利便性の高い公共交通機関を配置し、「歩いて暮らせるまちづくり」を展開していきます。これにより、過度な自動車依存の抑制を図ります。</li> <li>■廃棄物の減量と処理機能・体制の充実を図り、循環型社会の構築を目指します。</li> <li>■下水道、及び下水道類似施設の整備による河川・水路の水質の維持、汚濁の防止、解消を図ります。</li> </ul>
3) 都市防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>■むつ市本庁舎及び消防庁舎を災害時における総合的な防災拠点として位置づけ、災害時における救急救助、消防活動及び情報収集の中心となる機能を維持</li> </ul>



整備・保全等の方針	
	<p>していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■むつ総合病院周辺にヘリポートを整備し、災害時の地域の孤立化防止や緊急輸送・搬送の手段の確保に努めます。</li><li>■各地域内の狭あい道路、行き止まり道路の解消などにより緊急車両進入路や避難路の確保に努めます。</li><li>■幹線道路による防災ネットワークの方針について検討します。</li></ul>



